

苫小牧市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会運営（第5条―第7条）

第4章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第5章 市長等と議会との関係（第11条・第12条）

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第13条・第14条）

第7章 補則（第15条・第16条）

附則

苫小牧市議会は、日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、選挙により市民の負託を受けた議員の活動により運営され、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

近年、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会が市政に果たす役割は、ますます重要になっている。

このため、合議制の議事機関である議会は、独任制の執行機関である市長との健全な緊張関係を保持しながら監視機能、調査機能、政策形成機能等を最大限に発揮するとともに、開かれた議会とするために市民の声を常に聴き、市政に反映できるように機能強化に努めなければならない。

また、議会を構成する議員は、政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に活動しなければならない。

苫小牧市議会は、これまで取り組んできた議会改革の更なる推進を図り、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発

展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係その他の議会に関する基本的な事項を定め、より一層、市民に開かれた議会を目指すことにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市民の負託を受けた議員で構成する市政における最高の意思決定機関として、議員の自由な討議のもと、公正かつ適正に審議を尽くすとともに、市民に開かれた議会を目指すことを基本とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市政運営が適正に行われているか行政監視機能を発揮すること。
- (3) 政策の立案及び提言に努めること。
- (4) 情報公開及び広報広聴を充実させ、市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (5) 市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政全体を見据えた視点に立ち、市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

(4) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

第3章 議会運営

(委員会の運営)

第5条 委員会は、市政に関する課題についての的確に対処するため、効率的かつ専門的に議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行うものとする。

(全員協議会)

第6条 議長は、市政に関する課題で、特に全ての議員で協議すべきであると判断したものについて全員協議会を開催し、協議することができる。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、理念、政策等を共有する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策形成等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第4章 市民と議会との関係

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努め、広報広聴の充実に努めるものとする。

(情報の公開)

第9条 議会は、会議等及び当該会議等に係る資料を原則公開とし、市民との情報の共有に努めるものとする。

2 議会は、会派に交付される政務活動費が適正に執行されていることを示すため、その用途及び成果を公開するものとする。

(市民参加の促進)

第10条 議会は、市民の意見及び知見を審議、審査又は調査に反映させるため、

公聴会及び参考人の制度等を活用するものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提出者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第5章 市長等と議会との関係

(議会への説明等)

第11条 議会は、市長その他の執行機関及びこれらの執行機関の事務を補助する職員（以下「市長等」という。）が政策を提案した場合には、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

- 2 市長等は、前項の求めに応じ、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

- 3 市長等は、政策の作成又は変更に当たっては、その政策に関連する議会の決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

(趣旨確認)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときに、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対しその趣旨を確認するための発言をすることができる。

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備

(専門的知見の活用)

第13条 議会は、議案の審議及び審査又は市の事務に関する調査のため必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を活用するものとする。

(議会事務局)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

第7章 補則

(条例の位置付け等)

第15条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るよう努めなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(条例の見直し)

第16条 議会は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。